

江東区商店街空き店舗活用支援事業

＜補助対象者＞ 次に掲げる条件を全て満たしていること

- ・店舗の契約日において、連続して3か月以上利用されていない空き店舗を、活用して出店する個人又は中小企業など。
- ・特別区民税（法人にあっては、法人住民税）を滞納していないこと。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がいないこと。
- ・政治活動又は宗教活動を行う団体でないこと。
- ・チェーン店でないこと。
- ・江東区商店街連合会に加盟する商店会に加入し、当該商店会の実施するイベント活動等に協力できること。
- ・空き店舗での事業開始前に、補助金の申請ができること。

＜対象事業＞

商店会の空き店舗において、補助対象者が小売業、飲食業、サービス業（洗濯業、理容業、美容業、エステティック業、リラクゼーション業及びネイルサービス業に限る。）を開業する事業。

※すでに開業している場合、申請はできません。

＜補助対象経費＞

- ・空き店舗の月額賃料（敷金、礼金、保証金、更新料などは除く）
- ・空き店舗が店舗兼用住宅である場合は、住宅部分の面積に応じて賃料を按分して算出する。

＜補助対象期間＞

補助開始月から起算して24か月

＜補助金の額＞

補助開始月から12か月まで
13か月から24か月まで

補助対象経費の1/2 上限7万円
補助対象経費の1/3 上限5万円

＜問い合わせ＞

江東区 地域振興部 経済課 商業振興係

Tel：03-3647-9502 Fax：03-3647-8442